

宮城県農業教育高度化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記5第5に基づき行われる農業教育高度化事業のうち都道府県事業に要する経費について、予算の範囲内において宮城県農業教育高度化事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

2 国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組は、補助対象としない。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。ただし、実施要綱別記5第5の4（6）の助成金の申請に当たっては、宮城県農業教育高度化事業助成金交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支計画書

(3) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業実施主体（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
- (5) 暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

（事業の着手）

第4 事業実施主体は、規則第4条の規定による交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する必要がある場合は、実施要綱別記5第5の7（1）により県が作成する事業計画が承認されたのち、宮城県農業教育高度化事業補助金交付決定前着手届（別記様式第3号）を知事に提出し、交付決定前のあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容について、別表の重要な変更を行う場合は、宮城県農業教育高度化事業内容の変更承認申請書（別記様式第4号）により、知事の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止又は廃止する場合は、宮城県農業教育高度化事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）により、知事の承認を得ること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 計画の変更により事業費が増減する場合は、宮城県農業教育高度化事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）を知事に提出し、交付金額の変更承認を受けること。
- 2 知事は、交付の決定にあたっては第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（概算払の請求）

第6 事業実施主体は、規則第15条の規定により概算払を請求するときは、別記様式第7号により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第7 規則第10条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定があった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在の事業遂行状況について、当該四半期の最終月の翌月末までに宮城県農業教育高度化事業遂行状況報告書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。ただし、第6により概算払を請求する場合は、宮城県農業教育高度化事業補助金概算払請求書(別記様式第7号)をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第8 事業実施主体は、事業を完了したときは、規則第12条第1項の規定により、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、宮城県農業教育高度化事業実績報告書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 第3第2項のただし書の規定により、交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第2項のただし書の規定により、交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を宮城県農業教育高度化事業補助金消費税仕入控除税額報告書(別記様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年4月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

4 実施要綱別記5第5の4(6)の助成金については、第3に規定する助成金の交付申請をもって実績報告書に替えるものとする。

(財産の管理)

第9 事業実施主体は、補助事業完了後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(書類の提出及び経由)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所管する地方振興事務所長、地方振興事務所地域事務所長(以下「所長」という。)を経由し提出するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所管する所長を経由するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 第2 関係

補助対象経費

区分	経費	補助率	重要な変更
宮城県農業教育 高度化事業補助金	<p>国の新規就農者育成総合対策実施要綱別記5第5に基づき行われる農業教育高度化事業のうち都道府県事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(6) 国際的な農業人材育成のための取組</p>	定額, 1/2 以内	<p>1 事業実施主体又は取組主体の変更</p> <p>2 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>3 事業費又は補助金の30%を超える減</p>